

障 発 1 1 1 1 第 2 号
平成 2 3 年 1 1 月 1 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



平成 2 3 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業
(特定の者対象) の実施について

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 2 3 年法律第 7 2 号)については、第 1 7 7 回通常国会において成立し、平成 2 3 年 6 月 2 2 日に公布され、平成 2 4 年 4 月 1 日より、一定の研修を受けた介護職員等が一定の条件下にたんの吸引等を実施することができることとなる。介護福祉士については、平成 2 7 年 4 月 1 日より、たんの吸引等が業務として位置づけられ、それ以前は、上記一定の研修を受けることにより、平成 2 4 年 4 月 1 日よりたんの吸引等を実施することができることとなる。

本法律の円滑な施行に資するため、今般、都道府県が行う介護職員等に対する研修の具体的な実施方法について別紙のとおり「平成 2 3 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱(特定の者対象)」を定めたので通知する。

なお、本法律の施行に当たっては、「特定行為」を適切に行うために必要な知識・技能の修得を終えている者(修得中であって、その修得をこの法律の施行後に終えた者を含む。)について、都道府県知事は喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識技能を有する旨を認定し、「認定特定行為業務従事者認定証」を交付することができることとされており、本研修を修了した者についてもこの経過措置の対象となるので御留意願いたい(改正法附則第 1 4 条第 1 項)。

障発1111第3号

平成23年11月11日

社団法人 日本介護福祉士会会長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業
(特定の者対象)の実施について

今般、平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)について、別添のとおり、各都道府県知事あて発出しましたので、貴会会員に周知いただきますとともに、本研修について特段の御配慮をお願い致します。



平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱 (特定の者対象)

1. 目的

平成24年4月1日から施行される介護職員等によるたんの吸引等の制度化に向けて、居宅及び障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とし、研修事業を実施する。

2. 実施主体

実施主体は、都道府県とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託できるものとする。

特に、「特定の者」研修については、例えば、これまで重度訪問介護により、在宅における重度の障害者のたんの吸引を行ってきた経緯もあることから、小規模な事業者が、当該研修を行うことも想定されるので、委託に当たっては小規模な事業所にも十分配慮すること。

3. 対象者

介護福祉士、障害者(児)サービス事業所及び障害者(児)施設等(医療機関を除く。)で福祉サービスに従事している介護職員、特別支援学校の教員、保育士等(以下「介護職員等」という。)、特定の者に対してたんの吸引等の行為を行う必要のある者を対象とする。

4. 研修課程及び研修の実施方法等

(1) 研修課程において介護職員等が行うことが許容される医行為の範囲

① たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)

・口腔内・鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とする。

② 経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

・胃ろう・腸ろうの状態確認、経管栄養のチューブの挿入状態の確認は、定期的に看護職員が行う。

(2) 介護職員等に対する研修課程について

① 基本研修

ア 講義

(ア) 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業(以下「指導者養成事業」という。)(これに相当すると都道府県

知事が認めた事業を含む。)を修了した医師、看護師、保健師又は助産師(以下「指導看護師等」という。)が、所定のテキスト又はこれと同等以上のテキストを用いて、介護職員等に対し、別表1の内容及び時間を満たす講義を実施する。ただし、「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」の科目については、当該科目について相当の学識経験等を有する者を講師として差し支えない。

(イ) 講義の修得状況の確認は、筆記試験によって行うこととし、筆記試験の作成方針は次のとおりとする。

なお、筆記試験による知識の修得の確認の基準については、別途通知する方法による。

i 基本方針

介護職員等が、医師の指示の下、看護職員等との連携によりたんの吸引及び経管栄養を安全に実施するための知識を修得していることを確認すること。

ii 出題形式

客観式問題(四肢択一)

iii 出題数

20問

iv 試験時間

30分

v 出題範囲

別表1の内容について試験問題を作成し、その試験問題の作成に当たっては、特定の分野に偏ることのないように留意すること。

vi 問題作成指針

細かな専門的知識を要求する問題を避け、医学的な問題に偏らず、たんの吸引及び経管栄養を中心とした内容となるよう配慮することし、問題の難易度は、講義の基本的な内容を理解した者の総正解率が9割以上となるような内容が望ましい。

イ 演習

(ア) たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)、経管栄養(胃ろう・腸ろう、経鼻経管栄養)については、別表1の演習(基本研修における演習1時間及び利用者のいる現場において利用者ごとの手順に従って実施する現場演習)を実施する。

(イ) 演習の実施に当たっては、シミュレーター(たんの吸引用、経管栄養用)、吸引装置、その他演習に必要な機器(吸引用具一式、経管栄養用具一式等)を用いる。

(ウ) 基本研修におけるシミュレーター演習は、イメージをつかむことを目的とするため、評価は行わず、利用者のいる現場において利用者ごとの手順に従って実施する現場演習後に評価を行う。

(エ) 演習を受けた介護職員等に対し、別添1の評価票を基本とし、特定の者ごとの実施方法を考慮した上で評価を行う。

(オ) 評価票の全ての項目について指導看護師等が、「手順どおりに実施できる」と認めた場合に、演習の修了を認める。

② 実地研修

ア 実地研修は、基本研修の講義部分について知識が修得されているか筆記試験により確認された者であって、演習について評価基準を満たした介護職員等に対して、指導看護師等の指導の下、介護職員等に所定の実習(別表2)を実施する。

イ 実地研修の具体的な実施方法は別添2の実地研修実施要領による。

ウ 実地研修の対象となる事業所・施設等については、以下の要件を満たす、居宅介護事業所、障害者(児)サービス事業所、障害者(児)施設(重症心身障害児施設等を含む)、特別支援学校等とする。

(ア) 利用者本人(本人の意思が確認できない場合はその家族等)が実地研修の実施に協力できること。

(イ) 医療、介護等の関係者による連携体制があること。

(ウ) 実地研修を実施する際、実地研修の場において指導看護師等を、介護職員等数名につき、1人以上の配置(実習先への派遣を含む。)が可能であること。

(エ) 指導看護師等は、指導者養成事業(これに相当すると都道府県知事が認めた事業を含む。)を修了した者であること。

(オ) 指導看護師等による指導、確認を初回及び状態変化時に行い、初回及び状態変化時以外の時は、定期的に指導看護師等による指導、確認を行うこととし、医師・看護師等と連携した本人・家族又は経験のある介護職員等が実地研修の指導の補助をすることも可能とする。また、指導看護師等は、実地研修の評価を行うものとする。

エ 実地研修を受けた介護職員等に対し、別添3の評価票を基本とし、特定の者ごとの実施方法を考慮した上で、評価を行う。

オ 評価票の全ての項目について指導看護師等が、連続2回「手順どおりに実施できる」と認めた場合に、実地研修の修了を認める。

カ 「特定の者」の実地研修については、特定の者の特定の行為ごとに行う必要がある。なお、基本研修については再受講を要しないものとする。

5. 講師

(1) 都道府県において、基本研修、実地研修の指導等を行う指導看護師等に対し、以下の①又は②のいずれかの方法により指導者養成事業を実施する。

① 厚生労働省が提供する、介護職員等への指導のポイント、評価基準等をまとめた「指導者用マニュアル及びDVD」を、都道府県において活用し、

医師又は看護師等に対して、指導者講習（以下「講習」という。）を実施する。

講習を修了した者は、指導者養成事業報告書（別添４）を提出するものとし、これに基づき、講習を修了したと認める者に対して、都道府県から「修了証明書」を交付する。

- ② 厚生労働省が提供する「指導者用マニュアル及びDVD」を、都道府県において医師又は看護師等に配付し、「指導者用マニュアル及びDVD」を用いた自己学習（以下「学習」という。）を実施する。

学習を修了した者は、指導者養成事業報告書（別添４）を提出するものとし、これに基づき、厚生労働省から「受領書」を交付する。

- (2) 指導者養成事業（これに相当すると都道府県知事が認めた事業を含む。）により講習又は学習を修了した者が講師となる。
- (3) 基本研修（講義）のうち、「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」の科目については、上記（１）にかかわらず、当該科目について相当の学識経験等を有する者を講師として差し支えない。

6. 事業実施上の留意点

- (1) 基本研修のうち、講義は集合的な研修で差し支えないが、演習についてはグループを編成し、効率的かつ実践的に実施すること。
- (2) 基本研修の講義については厚生労働省が提供するテキスト内容をまとめたDVDの視聴や、当事者や既に実務経験のある者による助言を加える等、適宜効果的な内容となるよう工夫すること。また、講師による質疑の応答については時間を確保すること。
- (3) 研修の実施に当たっては、研修開催日程、研修開催期間、研修定員等の規模等の設定について、現に勤務している介護職員等が受講可能となるよう開講日（曜日）、時間等について工夫をするなど適宜配慮すること。
- (4) 都道府県の障害保健福祉主管課と老人保健福祉主管課が連携を図り、業務を行う上で効果的な研修となるよう留意すること。

7. 研修の費用

本事業に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

8. 研修の委託に係る留意事項

- (1) 本研修の実施を団体等に委託する場合の要件は次のとおりとする。

- ・講師、会場等の研修体制の確保が確実に行われると見込まれること。
- ・会計帳簿、決算書類等の整備及び適正な経理処理が行われると見込まれること。

(2) 研修の委託を受ける者は、研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした規程を定めること。

- ・開講目的
- ・研修事業の名称
- ・研修実施場所
- ・定員
- ・研修期間
- ・研修課程
- ・講師氏名
- ・研修修了の認定方法
- ・受講手続
- ・受講料等

(3) 研修の委託を受ける者は、研修の出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し保存すること。

(4) 研修の委託を受ける者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。

(5) 研修の委託を受ける者は、実地研修等において知り得た個人の秘密の保持について、厳格に行うとともに、研修受講者も秘密の保持について十分に留意するよう指導すること。

(6) 小規模な事業者が研修を実施することも想定されることから、委託先事業者の規模にも配慮すること。また、「特定の者」の実地研修については、利用者宅等で行われることから、利用者が利用している事業者等への再委託についても併せて配慮すること。

(7) 小規模な事業者であって、研修講師の確保が困難な場合には、都道府県の医療関係職員等を派遣することも可能とすること。

(8) すでに重度訪問介護従業者養成研修を受講した者等であって、これまで実質的違法性阻却で認められていたたんの吸引を修得している者については、経管栄養部分のみ受講希望があることも想定される。この場合、追加的に「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうち経管栄養に関する講義（3時間）と、経管栄養に関する演習（最大1時間）の4時間のみを受講することで足りるものとし、そうした研修の実施及び委託にも十分配慮すること。

9. 実地研修における安全の確保等

- (1) 実地研修の実施者は、研修の実施に当たり、別添2の実地研修実施要領に従い、利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）に対し、実地研修の実施方法等について説明し、同意を得る等適切な手続をとること。
- (2) 実地研修において事故が発生した場合は、実地研修の実施者は速やかに指導看護師等に報告し、適切な処置を講ずるものとする。また、その状況を都道府県、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 実地研修の実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- (4) 実地研修の実施者は、実地研修等の研修中の行為についても対象としている損害賠償保険に加入する等の適切な対応をとること。
- (5) 実地研修の実施者は、特に実地研修における安全の確保、知り得た秘密の厳守について万全を期すよう研修受講者への周知徹底を図ること。

10. 修了証明書の交付等

- (1) 都道府県知事は、研修を修了した介護職員等に対し別添5-1により修了証明書を交付するものとする。ただし、都道府県から研修の全課程の委託を受けて本研修を実施した場合には、別添5-2により研修修了証明書を交付するものとする。この場合、委託を受けた団体等は速やかに都道府県に研修実施状況を報告すること。
- (2) 都道府県知事は、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理する。

11. 報告

都道府県は、本事業の実施状況を厚生労働大臣に報告するものとする。

別表 1

科 目	中項目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法と関係法規 ・ 利用可能な制度 ・ 重度障害児・者等の地域生活 等 	2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼吸について ・ 呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・ 人工呼吸器について ・ 人工呼吸器に係る緊急時対応 ・ 喀痰吸引概説 ・ 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・ 喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・ 喀痰吸引の手順、留意点 等 	3
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康状態の把握 ・ 食と排泄（消化）について ・ 経管栄養概説 ・ 胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 ・ 経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・ 経管栄養の手順、留意点 等 	3
喀痰吸引等に関する演習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喀痰吸引（口腔内） ・ 喀痰吸引（鼻腔内） ・ 喀痰吸引（気管カニューレ内部） ・ 経管栄養（胃ろう・腸ろう） ・ 経管栄養（経鼻） 	1

○ 基本研修（講義及び演習）

※ 「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」については、研修の対象である行為を受ける「特定の者」の状況等により必要となる講義内容を設定すること。（例：特別支援学校の教員に対する研修における講義については、「地域生活」を「学校生活」へ変更する等、対象者に応じた内容とする等。）

※ 演習（シミュレーター演習）については、当該行為のイメージをつかむこと（手順の確認等）を目的とし、評価は行わない。実地研修の序盤に、実際に利用者のいる現場において、指導看護師や経験のある介護職員が行う喀痰吸引等を見ながら利用者ごとの手順に従って演習（現場演習）を実施し、プロセスの評価を行う。

別表 2

○ 実地研修

ケアの種類	実施回数
口腔内の喀痰吸引	指導看護師等による評価（所定の判断基準）により、問題ないと判断されるまで実施。 ※評価を行う際には、利用者の意見を聴取することが可能な場合は、利用者の意見も踏まえた上で評価を実施。
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	